

宮崎労働基準協会報

全員で目をかけ声かけ意識して 目指そう安全・健康職場



全社員で共有!!
情報は、
企業のエネルギー!!



正しい知識で

職場を安全・健康に!

安全衛生教育促進運動実施中!
2021年12月1日〜2022年4月30日



日南市郷土料理 かつおめし

何と3月20日は「かつおの日」! 近海カツオ一本釣りの漁獲量日本一を誇る本県では、県南日南市のご当地グルメ「かつお炙り重」が注目を集めていますが、家庭で手軽にできるこの「かつおめし」もなかなかの美味です。厚めに切ったカツオの漬け(濃縮タイプの麺つゆが便利)とお好みの薬味に熱々のお茶や出汁をかけて、はい出来上がり!!

目次 CONTENTS

- 第13次労働災害防止計画の推進状況.....2~3
- 「シフト制」で働くにあたって
- 知っておきたい留意事項4~5
- パワハラ防止対策が全企業に義務化されます.....6
- 上乗せ「100円労災」.....7
- 講習のご案内8

サボテン

今から三年前、妻が日常の生活で右耳が難聴で時々ふらつくことが顕在化し、診断の結果「聴神経腫瘍」という病名を告げられた。そして医者からは、治療法は三つあることの説明があった。放射線や外科手術で脳にできている腫瘍を切除、腫瘍は良性で一年間に一ミリメートル成長するので処置をしないで経過観察をしながら放置する方法等の説明を受けた。その結果、当面は放置治療で対応することにした。

ところが、昔テレビで見た脳外科医で「神の手」を持つ「スーパードクター」を思い出しネットで調べ、困難な手術をやり続けていること、手術事例も多いことが分った。もつとも驚いたのは、近くの病院にきて手術をされていることだった。私はメールを出し、妻は勇気を出して病院に問い合わせをしたところ五月二十六日に来院されていることがわかり、早速出掛けて診察を受けた。MRI写真や問診から次回来院の八月十八日に手術することが決まった。即決である。腫瘍を観ながらの外科手術は、三現主義(現場に赴き、現物を見て、現実を知る)の視点からも最も安全な方法であることもあり手術に踏み切った。

あれから三年、普通に生活し年二回の経過観察を続けている。実は私も五十七歳のとき、何万人に一人という病气「脊髄硬膜動静脈婁」を患ったことがあり、その時、後輩にも助けられ諦めずに手術ができる医者を探し続け、カテーテル手術で完治した経験があった。

この経験から何事も諦めないことが大事であることを教わった。

Y・H

宮崎労働局

第13次労働災害防止推進計画(平成30年～令和4年)の進捗状況

計画の全体目標

- 死亡者数を平成29年17人と比較して令和4年までに30%(6人)以上減少
- 死傷者数(休業4日以上)を平成29年と比較して令和4年までに5%以上減少

重点とする業種の目標

建設業対策

- 死亡災害を平成29年3人と比較して、令和4年までに1人以上減少させる。

林業対策

- 死亡災害を平成29年5人と比較して、令和4年までに2人以上減少させる。

製造業対策

- 死亡災害を平成29年2人と比較して、令和4年までに1人以上減少させる。

陸上貨物運送事業対策

- 死傷災害を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少させる。

第三次産業(小売業)対策

- 死傷災害を平成29年と比較して、令和4年までに5%以上減少させる。

第三次産業(社会福祉施設)対策

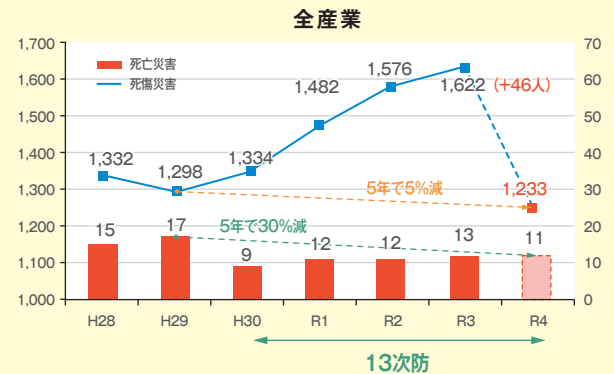
- 令和4年の死傷災害を、平成29年の死傷災害より減少させる。

1. 全産業における死傷災害

令和3年の休業4日以上の死傷災害(速報値、以下「死傷災害」)は1,622件で、令和2年(確定値)を46件上回り、4年連続増加している状況で、最終目標値1,233件を389件(31%)上回っている。事故の型別でみると、「転倒災害」が29%、「墜落、転落災害」が17%を占めている。

また、労働災害のうち60歳以上の高齢労働者が占める割合が約1/3となっており、労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で高い。死亡災害は令和3年は13件発生し、令和2年と同数である。業種別でみると「建設業」が最も多く4件発生している。

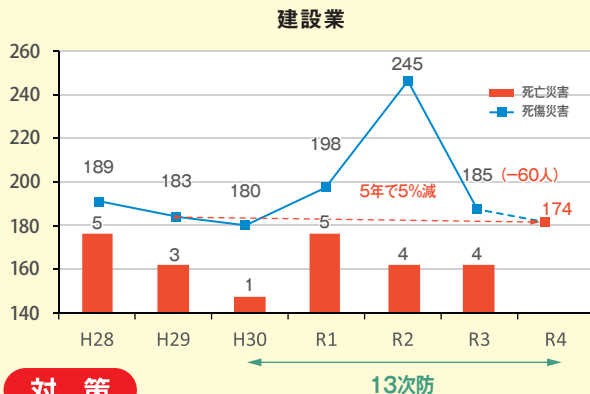
また、事故の型別でみると、「墜落、転落災害」が5件と最も多くなっている。



2. 建設業における死傷災害

令和3年の死傷災害(速報値)は、令和2年よりも60件(18%)減少したが、死亡災害は4件発生している。

また、事故の型別でみると、「墜落、転落」が33%、「墜落、転落」の起因物別としては、「はしご等」、「屋根、はり、もや、けた等」、「トラック」、「足場」の順に多くなっている。車両系建設機械による死傷災害も16件(9%)発生している。



対策

- ◆ 墜落・転落災害防止対策の充実強化(墜落制止用器具の適切な使用)
- ◆ 脚立等作業における移動式足場等代替設備の導入促進及び墜落時保護用の保護帽着用徹底
- ◆ 県内発注者・関係団体等と連携した労働災害防止強調運動等の展開

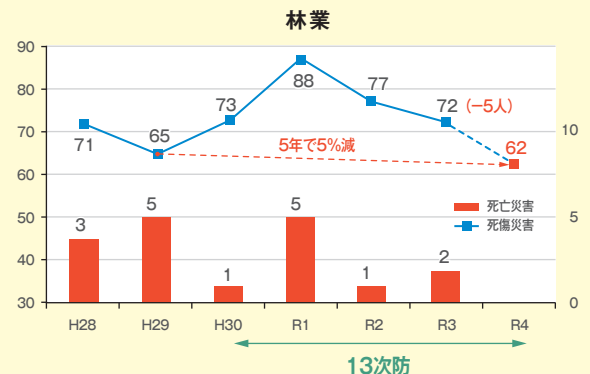
3. 林業における死傷災害

令和3年の死傷災害(速報値)は、令和2年よりも5件(7%)減少し、死亡災害は2件発生している。

また、事故の型別でみると、「切れ、こすれ」が24%、「激突され」が18%を占めている。

切創防止保護衣着用の義務化により、チェーンソーによる災害が減少してきている。

(12次防期間中の年平均→13.6件→13次防期間中の年平均→8件)



対策

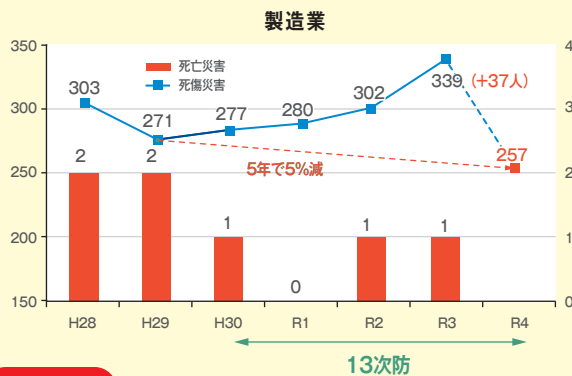
- ◆ 伐木作業等の「激突され」等災害防止対策の充実強化
- ◆ 災害多発傾向にある林業店社の年間指定による安全衛生指導
- ◆ 県内林業関係団体等と連携した労働災害防止強調運動等の展開

4. 製造業における死傷災害

令和3年の死傷災害（速報値）は、令和2年よりも37件（12%）増加しており、死亡災害が1件発生している。

また、事故の型別でみると、「転倒災害」が20%、「はさまれ、巻き込まれ」が20%を占めている。「はさまれ、巻き込まれ」の起因物は「コンベア」が19%で最も多い。

食料品製造業が製造業全体の49%（令和2年より35件増加）、木材・木製品製造業が同15%で、これら2業種で製造業全体の63%を占めている。



対 策

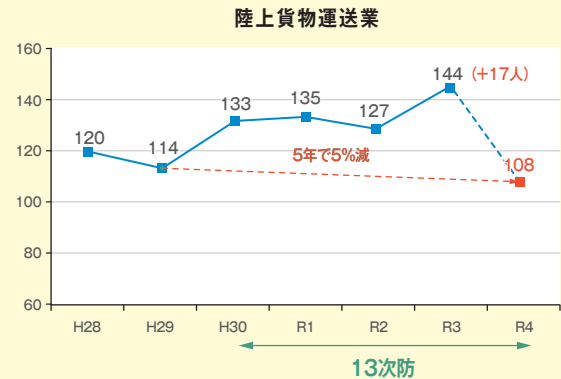
- ◆機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策の充実強化
- ◆機械設備に対し、過去に実施したリスクアセスメントの見直し
- ◆高経年施設・設備に対する点検・整備等の基準周知

5. 陸上貨物運送業における死傷災害

令和3年の死傷災害（速報値）は、令和2年よりも17件（13%）増加し、令和4年の目標値108件を36件上回っている。

また、事故の型別でみると、「墜落、転落」が34%、を占めている。

「墜落、転落」の起因物の69%が「トラック」であった。



対 策

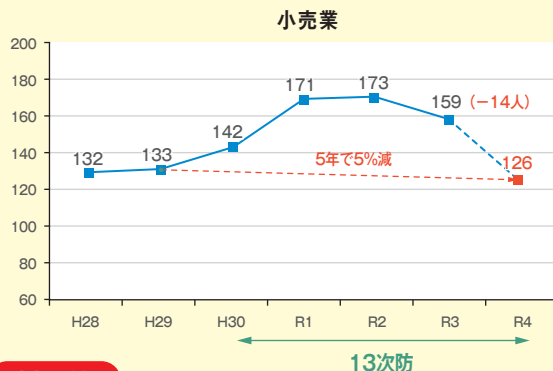
- ◆荷役作業時の保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底
- ◆荷主事業者に対する荷役施設・設備の改善等の支援要請
- ◆交通労働災害防止対策の指導徹底

6. 小売業における死傷災害

令和3年の死傷災害（速報値）は、令和2年よりも14件（8%）減少したが、令和4年の目標値126件よりも33件上回っている。

また、事故の型別でみると、「転倒」が32%、「墜落、転落」が13%、「動作の反動、無理な動作」が23%を占めている。「転倒」の起因物の39%が「通路」、「墜落、転落」の起因物の55%が「はしご、脚立等」であった。

小売業の死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は、39%となっている。



対 策

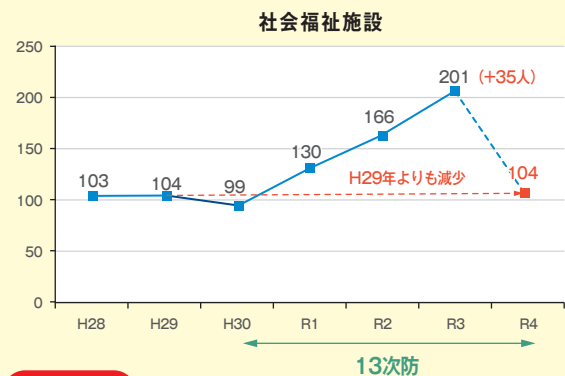
- ◆多店舗展開企業の本社・本部における安全衛生管理の取組促進
- ◆「危険の見える化」等推進による転倒災害防止の効果的な展開
- ◆非正規労働者等に対する雇入れ時教育の徹底

7. 社会福祉施設における死傷災害

令和3年の死傷災害（速報値）は、令和2年よりも35件（21%）増加し、令和4年の目標値104件よりも97件上回っている。

12次防期間中と比べて災害が5割近く増加している。（12次防期間中の年平均→83.4件→13次防期間中の年平均→149.0件）

令和3年を事故の型別でみると、「転倒」（30%）と「動作の反動、無理な動作」（22%）で全体の52%を占めている。



対 策

- ◆複数の社会福祉施設を展開する法人の本社・本部における安全衛生管理の取組促進
- ◆「危険の見える化」等推進による転倒災害防止の効果的な展開
- ◆未熟な高齢労働者に対する雇入れ時教育の徹底
- ◆介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器導入促進

「シフト制」で働くにあたって 知っておきたい留意事項

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」より



このリーフレットでは、「シフト制」で働く際に労働者・使用者の皆さまに、
知っておいていただきたい労働関係法令で定められたルールなどの内容をまとめています。

「シフト制」 とは？

労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、一定期間（1週間、1か月など）ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。ただし、三交替勤務のような、年や月などの一定期間における労働日数や労働時間数は決まっていて、就業規則等に定められた勤務時間のパターンを組み合わせる勤務形態は除きます。

1 応募をする時の留意点（「留意事項」9頁）

会社は、労働者を募集する時、業務内容・賃金・労働時間等の労働条件を、労働者に対して明示しなければなりません（職業安定法第5条の3第1項、第2項）。また、募集時に示された労働条件が、労働契約を結ぶまでに変更される場合も、変更内容の明示が必要です（職業安定法第5条の3第3項）。募集内容等をよく見て、労働条件をしっかりと確認しましょう。

2 採用が決まり労働契約を結ぶ時の留意点

1）労働条件の明示「留意事項」2頁

会社は、労働契約を結ぶ時に、労働者に対して以下の労働条件を必ず書面で明示しなければなりません（労基法第15条第1項、労基則第5条）。シフト制をはじめの時は、労働条件を再度確認しておきましょう。

※労働者が希望すれば、メールなどで送ってもらうこともできます。

- ①契約期間 ②期間の定めがある契約を更新する場合の基準 ③就業場所、従事する業務
④始業・終業時刻、休憩、休日など ⑤賃金の決定方法、支払い時期など ⑥退職（解雇の事由を含む）

2）シフト制労働契約で定めることが考えられる事項「留意事項」3頁

シフト制労働契約では、シフトの作成・変更・設定などについても労使で話し合って以下のルールを定めておくことが考えられます。

作 成	・シフトの作成時に、事前に労働者の意見を聞くこと ・シフトの通知期限 例：毎月〇日 ・シフトの通知方法 例：電子メール等で通知
変 更	・一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合に、使用者や労働者が申出を行う場合の期限や手続 ・シフト期間開始後、確定していた労働日、労働時間をキャンセル、変更する場合の期限や手続 ※一旦確定した労働日や労働時間等の変更は、基本的に労働条件の変更に該当し、使用者と労働者双方の合意が必要である点に留意してください。
設 定	作成・変更のルールに加えて、労働者の希望に応じて以下の内容についてあらかじめ合意することも考えられます。 ・一定の期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯 例：毎週月、水、金曜日から勤務する日をシフトで指定する ・一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数 例：1か月〇日程度勤務 1週間あたり平均〇時間勤務 ・これらに併せて、一定の期間において最低限労働する日数、時間数などを定めることも考えられます。 例：1か月〇日以上勤務／少なくとも毎週月曜日はシフトに入る

3 実際に働くときの主な留意点

1) 労働時間、休憩（「留意事項5項」）

- 労働時間の上限は原則1日8時間、1週40時間です。この上限を超えて働いた場合は、原則として時間外労働となります（変形労働時間制などの場合はこの限りではありません）。
- 会社は、労働者の1日の労働時間が6時間を超える場合は合計45分以上、8時間を超える場合は合計1時間以上の休憩を勤務の途中で与えなければなりません（労基法第34条第1項）。

2) 年次有給休暇（「留意事項6項」）

- 所定労働日数、労働時間数に応じて年次有給休暇を取得することができます（労基法第39条第3項、労基則第24条の3）。会社は、原則として労働者の請求する時季に年次有給休暇を取得させなければなりません（労基法第39条第5項）。

3) 休業手当（「留意事項6項」）

- 会社の責に帰すべき事由により、労働者を休業させた場合、会社は、平均賃金の60%以上の休業手当を労働者に支払う必要があります（労基法第26条）。
- ※会社の故意、過失等による休業の場合、会社は、賃金全額の支払いが必要になります（民法第536条第2項）。

4) 安全、健康確保（「留意事項5項」）

- 会社は必要に応じて、シフト制労働者に対して、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育（安衛法第59条）や健康診断（安衛法第66条）などを行わなければなりません。

5) 労働契約の終了（「留意事項7項」）

- 期間の定めがある労働契約（有期労働契約の場合、会社はやむを得ない事由がなければ、契約期間の途中で労働者を解雇できません。また、期間の定めがない場合でも、客観的に合理的な理由等がなければ解雇できません（労契法第17条第1項、第16条）。
- 有期労働契約の契約期間が満了した際、一定の要件を満たすと、会社は、労働者からの契約更新の申込みを拒否できない場合があります（労契法第19条）。

6) 社会保険・労働保険（「留意事項9項」）

- シフト制で働く場合でも、労災保険の給付の対象となります。また、労働時間などの要件を満たせば、雇用保険や健康保険・厚生年金の被保険者となります。

4 参考リンク・お問い合わせ先

「いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22954.html



お問い合わせ先

シフト制の労働契約、労働条件全般	総合労働相談コーナー（都道府県労働局、労働基準監督署等に設置）※
労基法、安衛法、労災	労働基準監督署
募集・採用、雇用保険	公共職業安定所
職業安定法	都道府県労働局
社会保険	年金事務所（健康保険の場合はご加入の健康保険組合）

※お困りのことがあれば、いつでもお気軽に総合労働相談コーナーをご利用ください。
ご利用の方法や、所在地などはこちら。

URL <https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



2022年4月から

パワハラ防止対策が 全企業に義務化されます！

大企業は2020年6月から義務化されています

職場における「パワー・ハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動 ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワー・ハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
① 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
② 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
③ 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
④ 過大な要求 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
⑤ 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
⑥ 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

職場におけるパワー・ハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるパワー・ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- プライバシーの保護、不利益取扱としないことの周知

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワー・ハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。



職場におけるパワー・ハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一体的に相談に応じることのできる体制の整備
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること

ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



問合せ先

宮崎労働局 雇用環境・均等室

TEL. 0985-38-8821
FAX. 0985-38-5028



上乗せ 『100円労災』 約40%割引!

労災総合保険

会員の皆さまに限り保険料は

宮崎労働基準協会が保険契約者となる団体契約です。会員のみに加入できます。
政府労災の上乗せですので、労働保険に加入していることが必要です。

基準協会の制度だから

《保険料は100円から》

- 従業員1人につき保険料は月当たり100円(1口補償の場合)

《補償は万全》

- 業務上災害を補償
- 無記名方式で年齢制限もなく従業員全員(臨時・アルバイト含む)が対象となります。
- 業務上災害および通勤災害で死亡または後遺障害を負った時、労働基準監督署の認定した等級の保険金が支払われます。

《保険料の税務》

- 保険料は全額損金処理ができます。

《お得な割引制度》

- 毎年の実績に応じて優良割引(損害率による割引)が適用されます。

《建設業の下請け担保》

- 建設業の会員に限り下請業者の従業員も補償の対象となります。

保険期間

令和4年4月1日～令和5年4月1日(1年間)

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉北林保険事務所 北林 成憲
宮崎市平和が丘北町24-5 TEL.0985-29-9660
〈引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

令和4年・労災死亡者累計

宮崎労働局 令和4年2月13日現在

署別 業種	宮崎	延岡	都城	日南	計	前年同期
製造業						
建設業			1		1	1
運輸業						1
林業						
その他						
計			1		1	
前年同期	2					2

令和3年・労災死亡者累計

宮崎労働局 令和4年2月13日現在

署別 業種	宮崎	延岡	都城	日南	計	前年同期
製造業	1				1	1
建設業	2	1	1		4	5
運輸業	3				3	3
林業		2			2	1
その他	3				3	3
計	9	3	1		13	
前年同期	4	1	6	2		13

令和3年
死亡災害(速報値)
13件

令和4年・死亡災害発生状況

宮崎労働局

令和4年1月30日現在

番号	発生月	事故の型	起因物	業種	年齢	性別	経験期間	災害の概要
1	1月	激突され	掘削用機械	土木工事業	70代	男	12年	河川工事において、川の流れを変更するためのポリエチレンパイプ(1本あたり200～300kgを2本連結したもの)をドラグ・ショベルにより吊り上げていたところ、ドラグ・ショベルの運転者の上着の裾が旋回レバーに引っかかり意図せず左旋回し、振れたつり荷が近くにいた被災者の頭部及び顔面に激突した。

講習のご案内

3 4 月分

(注) 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、急きょ開催を中止又は延期する場合がありますので、ご了承ください。
講習のお申込み・お問合せは、本部・宮崎支部までお願いします。但し、※印の講習(主に高校生対象)を受講希望の方については、担当支部にお問合せの上、お申し込みください。
・「技能講習」等の受講申込書に、自動車運転免許証等の写しの貼付が必要です。
・テキストの送付を希望される場合は、送料を負担していただきます。
・受講料、テキスト代は消費税込みの金額です。原則として、開催日の5日前までにご入金ください。
(現金での支払い…本部・宮崎支部窓口、現金書留…担当支部宛、振込み…担当支部口座)

「受講申込書」はホームページから印刷(ExcelまたはPDF形式)できます

宮崎基準協会



(免除)…以下の講習等の免除対象者についてはお問合せいただくか、宮崎労働基準協会HPでご確認ください。

講習名		受講料 (消費税込)	テキスト代 (消費税込)	担当支部	開催日	会場
技能講習	玉掛け (吊上げ荷重1トン以上のレーンの玉掛け作業)	27,280 (免除 25,190)	会員 550 一般 1,650	宮崎	4 / 7 (木) ~ 4 / 9 (土)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) 矢野運輸㈱
				都城	3 / 10 (木) ~ 3 / 12 (土) ★定員に達しました	(学科) 都城地区建設業協会 (実技) 海晴機械(北諸県郡三股町) ★1/27~30で開催予定を日程変更
				都城	4 / 14 (木) ~ 4 / 17 (日)	(学科) 都城地区建設業協会 (実技) 海晴機械(北諸県郡三股町)
	小型移動式クレーン (つり上げ荷重1トン以上5トン未満の 小型移動式クレーンの運転業務)	34,540 (免除 32,120)	会員 605 一般 1,705	宮崎	4 / 21 (木) ~ 4 / 23 (土)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) 矢野運輸㈱
	作業主任者 特定化学物質及び 四アルキル鉛等	11,440	会員 880 一般 1,980	宮崎	3 / 9 (水) ~ 3 / 10 (木) ★定員に達しました	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) ★2/8~9で都城支部開催予定を宮崎支部開催に変更
				宮崎	4 / 12 (火) ~ 4 / 13 (水)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
				延岡	3 / 1 (火) ~ 3 / 2 (水) ★定員に達しました	延岡市職業訓練支援センター ★2/1~2で開催予定を日程変更
				延岡	4 / 19 (火) ~ 4 / 20 (水)	延岡市職業訓練支援センター
				★法改正によりアーク溶接作業では屋内・屋外を問わず講習を修了した者の中から「特定化学物質作業主任者」の選任が必要になりました。		
特別教育	巻上げ機運転業務	会員 11,550 一般 14,630	1,170	宮崎	4 / 28 (木) 4 / 29 (金)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技) 矢野運輸㈱
	フルハーネス型 墜落制止用器具	会員 6,710 一般 9,790	990	宮崎	4 / 5 (火)	(学科) 矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市) (実技)
				延岡	4 / 12 (火)	(学科) 延岡市職業訓練支援センター (実技)
その他	安全管理者選任時研修	会員 16,280 (免除 13,860) 一般 19,250 (免除 16,940)	1,650	宮崎	3 / 15 (火) ~ 3 / 16 (水)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
	安全衛生推進者 養成講習	11,440 (免除 8,030)	会員 330 一般 1,430	宮崎	4 / 19 (火) ~ 4 / 20 (水)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)
	※この教育は、雇入れ時等に必要な 法定の教育です! 雇入れ時等の 安全衛生教育 (注) 業種によって 3時間コースがあります。	【6時間コース】 労働安全衛生法施行令第2条 1、2号業種 会員 7,150 一般 9,240 テキスト代込		宮崎	4 / 27 (水)	矢野産業祇園ビル講習会場(宮崎市)

講習会の申込み・問合せ先等

- 宮崎労働基準協会本部・宮崎・日南支部
〒880-0024 宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業祇園ビル
TEL.0985-25-1853 FAX.0985-28-9080
- 延岡支部 TEL.0982-34-5538 FAX.0982-21-0117
- 都城支部 TEL.0986-24-5603 FAX.0986-24-5618

■ 申込受付期限等

申込みの受付は、開催日の1か月前から開始します。土日・祝日に当たる場合は翌営業日となります。また、申込みの締切りは、開催日の2営業日前までです。郵送の場合は開催日の2営業日前までに必着となります。定員に達している場合は、キャンセル待ちをご案内します。